平成 25 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制 度 の 概 要			適用期間
1. トン数標準税制 (海上運送法第 38 条に規定する課税 の特例)	現行【平成 21 年 4 月 1 日~】 【対象事業者】船舶運航事業者(国交省に届出・報告をし 【適用期間(拘束期間)】5 年間 【対象船舶】日本船舶のみ(100N/T 当たり 1 日当たりのの	平 21(22).4.1~ 平 25(26).4.1~		
	【課せられる要件】 ・ 日本船舶を5年間で2倍以上 ・ 毎年度、日本船舶1隻当たり1名以上の日本人船員を訓練 ・ 毎年度、日本船舶1隻当たり4人以上の日本人船員を雇用 ・ 日本人船員を減少させない 改正後【(平成25年4月1日~)※見込み 【対象事業者】船舶運航事業者(国交省に届出・報告をし【適用期間(拘束期間)】5年間 【対象船舶】日本船舶(100N/T 当たり1日当たりのみなし準日本船舶※(100N/T 当たり1日当たりのみなりを当まれる条件】 ・ 日本船舶を9年間で32倍以上(新規加入者は5年)の増加隻数の3倍まで(但し日本船舶・ク増加隻数の3倍まで(但し日本船舶・ク増加隻数の3倍まで(但し日本船舶・ク増加隻数の3倍まで(但し日本船舶・ク増加隻数の3倍まで(但し日本船舶・ク増加隻数の3倍まで(日、日本船舶・クリカーの日本人船)を当たり4人以上の日本人船)を毎年度、日本船舶1隻当たり4人以上の日本人船)を毎年度、準日本船舶1隻当たり2人以上の日本人船)を1日本人船員を減少させない			
2. 船舶の特別償却	外航環境低負荷船(3,000G/T 以上) 特 償 率: 日本船舶 18/100、外国船舶 16/100 設備要件: 省略 内航環境低負荷船(300G/T 以上) 特 償 率: 16/100(但し、環境負荷低減に著しく資する船舶は 18/100) 設備要件: 省略			平 23.4.1~平 25.3.31
3. 特定資産の買換 特例(圧縮記帳制 度)				平 23.4.1~平 26.3.31

平成 25 年度税制改正後の海運関係税制一覧

項目	制 度 の 概 要	適用期間	
4. 中小企業投資促進稅制	取得価額×30/100 の特別償却又は取得価額×7/100 の税額控除	平 18.4.1~平 26.3.31	
(中小企業による機械装置等の取	(資本金 1 億円以下の法人に適用、ただし、税額控除を選択できるのは資本金 3,000 万円以下の法人のみ)		
得に係る特例)	(船舶については、基準取得価額×30/100の特別償却又は基準取得価額×7/100の 税額控除)		
	1)機械装置 ・・・・(取得価額 160 万円以上) (リース費用総額 210 万円以上) 2)電子計算機等及び一定のソフトウェア		
	・・・・(取得価額 120 万円以上) (リース費用総額 160 万円以上) 3)船舶(内航貨物船 ・・・(基準取得価額=取得価額×75%)) 4)トラック車両 ・・・(車両総重量 3.5トン以上)		
5. 特定外国子会社 等の所得の合算 課税	特定の外国子会社等の留保所得のうち、親会社(内国法人)の持ち分に対応する部分を 親会社の所得に合算して課税する。		
6. 登録免許税の課 税の特例	軽減後の税率(本則 4/1000) (1)所有権保存登記	平 18.4.1~平 26.3.31	
1973	新造又は外国法人から取得(新造された日から5年を経過していないもの)をする国際 船舶の所有権の保存登記・・・船舶価額の3.5/1000		
	(2)抵当権設定登記 国際船舶の建造又は取得のための資金の貸付け、または延払いによる債権の担保と して設定される抵当権の登記・・・債権金額又は極度金額の 3.5/1000		
7. 特別修繕準備金	修繕費用×事業年度の月数/60 か月×3/4		
8. 船舶の耐用年数	・油そう船 13 年		
	・薬品そう船 10 年 ・その他のもの 15 年		
	(開港の入港毎) (開港ごと1年分)		
9. とん税、特別とん 税	(1)とん税1 純トン16 円48 円(2)特別とん税1 純トン20 円60 円		
10. 固定資産税の課 税の特例			
1) 船舶	 ・課税標準: (1)内航船	_	
	(2)外航船、外国貿易船 価格の 1/6 (3)外国船のうち国際船舶 価格の 1/18	- 平 9~平 26 年度取得分	
2)外航用コンテナ	・課税標準: 価格の 4/5	恒久化	
11. 地球温暖化 対策のための 課税の特例	石油石炭税に特例を設け、CO2 排出量に応じた税率を上乗せ 原油・石油製品 2,800 円(旧石油石炭税 2,040 円)/1KL 当り 【経過措置】	平 24 年 10 月 1 日~	
(経過措置)	対象 : 内航運送用船舶、一定の旅客定期航路用船舶に利用される重油及び軽油 原油・石油製品 平成 24 年 10 月 1 日から 2,290 円/1KL 当り		
	平成 26 年 4 月 1 日から 2,540 円/1KL 当り		
	平成 28 年 4 月 1 日から 2,800 円/1KL 当り		